

第3期石井町障がい者計画
第5期石井町障がい福祉計画
(第1期石井町障がい児福祉計画)
(概要版)



平成30年3月

徳島県 石井町

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本町では「地域での支え合いにより ともに生きるまちづくり」の実現を目指し、平成30年度より「第3期石井町障がい者計画・第5期石井町障がい福祉計画・第1期石井町障がい児福祉計画」を策定します。なお、本計画内での「障がい者」とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい〈発達障がい・高次脳機能障がい〉、その他の心身の機能の障がい〈難病に起因する障がいを含む〉がある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(障害者基本法第2条第1項第1号)とします。

また、この計画は石井町の総合計画やその他関連計画との整合性を併せ持つものです。

(2) 計画の位置づけ

「第3期石井町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、石井町の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい児・者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

(3) 計画の期間

「第3期石井町障がい者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間、「第5期石井町障がい福祉計画」及び「第1期石井町障がい児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間で計画期間とします。

図表 計画期間

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障がい者計画	平成30年度～35年度					
障がい福祉計画	平成30年度～32年度					
障がい児 福祉計画	平成30年度～32年度					

2 基本理念

「地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり」

3 基本目標

アンケート集計結果から見える課題及びアンケート自由意見、策定委員会から聞かれた現場の意見などを総合的に勘案し、下記の通り基本目標を定めました。

基本目標1 地域移行を進めるためのサポート体制を確立

福祉施設に入所、病院に入院している人で、住み慣れた地域で一緒に暮らしていきたいと考えている人は一定数いるため、どうすればその人たちが地域で安心して暮らしていけるかを考えていく必要があります。その場合は、日々の暮らしに限らず、災害が起きたときのこととも考慮しなければなりません。また、本人だけでなく、家族やサポートをするスタッフを支援していくことについても、検討していくことが必要となります。

基本目標2 就労の場の整備と一人ひとりの働き方を支援

障がい者の自立のためには、安定して社会に貢献できる場をつくることが求められています。その中で、法律に基づき働く場をつくっている企業は増えていますが、今後も働く場の確保に向けた支援を行っていくことが必要となります。また、働き続けるためには周囲の支援が欠かせないため、職場の理解や配慮とともに、通勤の足を確保することやジョブコーチによる支援などにより、働きたいという一人ひとりの要望に寄り添える支援が必要となります。

基本目標3 高齢化に伴う自立支援の推進

障がい者の親世代の高齢化が進み、体力的にも精神的にも支えられなくなっている状況が見られ、親の高齢化に伴う障がい者の自立が大きな課題となっています。また、本人の高齢化に対しては成年後見制度や社会福祉協議会が主として行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の認知度が未だに低いことから、今後の生活の不安を解消するために、制度やサービスの内容の普及を、認知症高齢者福祉施策とも連携して進めていく必要があります。

基本目標4 障がい児の支援体制整備

発達に遅れや障がいのある子どもに対する健やかな育成のための発達支援体制について、子ども・子育て支援法などに基づく、支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに沿って切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めていく必要があります。

4 施策の体系

基本目標の達成を目指し、石井町の現状に合わせた施策を展開します。



5 施策の展開

(1) 広報・啓発活動

① 広報・啓発活動の充実

【取組内容】

現在、広報いしいやホームページなどでの啓発活動及び文字による情報入手が困難な障がい者のために点字・声の広報を行うことで、必要度の高い情報などを提供しています。また、内部障がいなど外見からでは援助や配慮を必要としていることが分からない方々が、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

今後も誰もが暮らしやすい町を目指すために、障がいにはどんなものがあるか知ってもらい、「知ること」から「助け合うこと」ができるように引き続き啓発活動を行います。

② 福祉教育の推進

【取組内容】

現在、石井町職員研修をはじめ、町民の方を対象とした人権啓発研修に障がい者の人権について、子どもの頃から学ぶことができるよう福祉教育を推進しています。

障がいのある方が住み慣れた地域社会で、活動でき、生活し続けるようにするためには、地域住民の障がいへの理解が欠かせません。今後も障がい者に対する理解を深めるために、積極的に研修に取り組みながら町民の方に対しても障害者差別解消法や合理的配慮について考え、学んでいただく機会を提供していきます。

③ 交流活動の促進

【取組内容】

関係機関との連携を強化し、ボランティア活動や福祉体験学習などを通じて、障がい者との交流機会の充実を図り、地域の福祉活動を行う団体などとのネットワークづくりを進めます。

また、ボランティア活動、生きがいや趣味を通じた社会参加などを呼びかけ、町民の方に広く周知を図っていきます。

(2) 生活支援

① 在宅サービス等の充実

【取組内容】

在宅サービスを利用している障がい者のニーズに対応するため、相談支援事業者やサービス提供事業者と連携を取りながら、利用者の自己決定の尊重や意思決定支援ができるよう取り組んでいます。

今後は、よりよい在宅サービスを目指して、相談支援専門員を対象とした研修会を実施し、計画相談支援の質の向上を目指すように取組を行います。また、在宅で暮らす障がい

者の方が、自分らしく生活できるように、町としても相談支援事業者やサービス提供事業所と連携を取りながら、地域での生活をサポートしていきます。

②権利擁護の推進

【取組内容】

知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。また、民生児童委員など関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。

③文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

【取組内容】

障がい者を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別を越えた交流を検討します。また、生涯スポーツの導入など、障がい者が生きがいを持てるスポーツ活動の促進と施設の充実を図ります。

障がい者が各種の文化・芸術活動に参加できるよう、図書館などの社会教育施設とのネットワーク化を図り、点字図書の実用など学習活動を支援し、さらに活動の成果を発表できる場の充実などを図ります。

④地域福祉活動の推進

【取組内容】

自治会や民生児童委員、ボランティアなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉力の向上を図り、強固な見守りネットワークの形成を図ります。また、関係機関と連携し、子どもの頃からのボランティア体験を推進し、若い世代の参加とネットワークの強化をより一層促進します。

(3) 保健・医療

①障がいの早期発見・予防

【取組内容】

現在、妊婦から高齢者まで各種健診を実施し、また特定健康診査受診者のうち、基準値を超える数値の方に保健指導を実施しています。また、がん検診で要精密検査となった未受診の方への受診勧奨を行ったり、乳幼児健診において発達相談や医療機関への紹介など健診受診者への支援体制の充実を図っています。

今後も生活習慣病などの早期発見、早期治療につなげるよう各種健診を実施し、重症化を予防するための保健指導を実施します。さらに、適切な保健指導ができるよう保健師や管理栄養士などの専門職を確保し、資質向上に努めます。

②健康相談・健康教育の実施と啓発

【取組内容】

現在、家庭訪問や個別相談などの対応や、必要に応じて関係者会議などで関係機関と連携しながら健康フェスティバルやがん対策保健推進員会にて心の健康づくりや発達障がいについて普及啓発を行うなどの支援を行っています。

今後も各関係機関と連携を取りながら、一般住民や健康づくりボランティアの方に対し、心身の健康について普及啓発を実施します。

③医療体制の充実

【取組内容】

重度心身障がい者に対する医療補助など、障がい者が安心して適切な医療を受けることができるように制度の周知を図ります。また、障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、自立支援医療の給付を行います。

(4) 教育・育成

①就学前療育・保育の充実

【取組内容】

現在、障がい児保育事業補助金・障がい児受入促進事業のもと、保育所などにおいて障がいを持つ児童を受け入れるために必要な改修などを行うことにより、安全・安心な保育を提供しています。

今後もより過ごしやすく、また保育しやすい環境をつくることで事故の発生を防ぐとともに、障がい児を持つ保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育士の専門性の向上に努めます。

②障がい児教育の充実

【取組内容】

現在、特別支援教育について、特別支援コーディネーターを配置するなど体制を構築し、教育相談・教育支援委員会における情報交換など、適切な就学（就園）ができるよう連携して行っています。また、県の実施している研修への参加や町内小学校特別支援学級合同交流学習の実施など、教員の情報交換・研修を行っています。

今後も、学校内における特別支援教育の体制の維持・向上に努め、学校教育と保育・幼児教育・療育の一貫性を確保するため、継続して特別支援地域連携協議会を開催します。さらに教員の専門性を高め、学習指導の向上にも努めます。

(5) 雇用・就労

①障がい者の雇用の場の拡大

【取組内容】

障害者総合支援法による福祉サービスとして、一般就労を希望する障がい者を支援する「就労移行支援」と一般就労が困難な障がい者を対象とする「就労継続支援」を実施し、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うなどの支援を行っていきます。

②総合的な支援施策の推進

【取組内容】

現在、自立支援協議会や個別支援ケース会議などでの雇用・就労に関する専門機関との連携を行っています。

今後も訓練などサービスの利用やハローワーク、地域障害者職業センターなどの関係機関との連携を強化します。また、一般雇用につながるよう相談体制の充実を図り、さらに就労前から就労後にわたって支援が図れる体制づくりを進めます。

(6) 生活環境

①バリアフリーのまちづくり推進

【取組内容】

現在、誰もが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進めています。

今後も継続して、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の周知を図り、居宅における改修への支援や、道路や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、安全性の確保など生活環境の整備を図っていきます。

②安全で安心できるまちづくり推進

【取組内容】

「石井町地域防災計画」に基づき警察、消防など各種団体との障がい者を含む要配慮者台帳などの発災時の情報共有など、救援体制の整備を進めています。しかし、発災前の要配慮者の情報共有など、平時からの要配慮者の把握、また災害時における各種団体への情報伝達体制が課題となっています。そこで、発災前から警察、消防など各種団体と要配慮者の情報を共有し、事前に支援体制を整えることにより災害時に迅速かつ適格な支援体制の整備を目指します。

また、平時より地域や関係機関と防災訓練を行うことにより災害時の情報伝達体制の強化を目指します。

6 平成 32 年度末の目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

平成 32 年度までに、平成 28 年度末入所者数の 9%以上を地域生活へ移行すること、また施設入所者数を 2%以上削減することを目標とします。（高齢化・重症化を背景とした目標設定）。ただし、現計画（第 4 期計画）目標値の未達成分を考慮し設定します。

	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標
年度末時点利用者数	58	58	58	57	56
削減数(人)		0	0	1	2
		0%	0%	1.7%	3.4%
地域生活移行者数 (累計)		0	1	3	6
		0.0%	1.7%	5.2%	10.3%

※削減数（率）、地域生活移行者数（率）は、平成 28 年度末時点の利用者数との比較

※利用者は町の支給決定者の数値(他都道府県への利用者も含む)。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

平成 32 年度までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

なお、石井町としては現在ある「名西郡自立支援協議会」の機能を活用し、専門部会としての設置を検討しています。また、精神科医療に携わる関係者にも参加していただきながら平成 32 年度末までに目標を達成したいと考えています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備【継続】

地域生活支援拠点等が担う機能について検討を行い、基幹相談支援センターや自立支援協議会とも連携しながら、平成 32 年度末までに整備を目指します。

(箇所数)

H32 年度末における整備数	1
----------------	---

(4) 福祉施設から一般就労への移行【継続】

一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度実績の 20%増加することを目指します。ただし、現計画（第 4 期計画）目標値の未達成分を考慮し設定します。

さらに、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とし、就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを目指します。

<一般就労移行者数>

No	項目	H27 年度 実績	H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標(計画)
1	年間一般就労 移行者数	2	2	2	2	3	3
	倍率 (H28 実績比)			1.0	1.0	1.5	1.5

※管内各施設実際の移行者の積み上げ（他都道府県・市町村の支給決定者も含む）

No	項目		H28 年度 実績	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標
2	就労移行支援 事業利用者数		3	4	5	6	6
		計	3	4	5	6	6
		進捗率 (H28 実績 比)		1.3	1.7	2.0	2.0

No	項目	就労移行支援事業所ごとの 就労移行率	
3	平成 28 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	平成 29 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	0	0.0%
	平成 30 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	0	0.0%
	平成 31 年度就労移行支援事業所数(箇所)	1	
	就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	1	100.0%
	平成 32 年度就労移行支援事業所数目標(箇所)	1	
就労移行率が3割以上の事業所数及び割合(箇所)	1	100.0%	

No	項目	H27 実績	H28 年度 見込	H29 年度 見込	H30 年度 見込	H31 年度 見込	H32 年度 目標(計画)
4	就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(数値設定はH31年度から)					50	100

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置すること、保育所など訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とします。

また平成 30 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを目指します。なお、平成 32 年度末までに整えるべき、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを利用できる体制はすでに整備済みです。

(単位：箇所)

	H28 年度末 における 設置数	H29 年度末 における 設置数	H30 年度末 における 設置数	H31 年度末 における 設置数	H32 年度末 における 設置数
(1)児童発達支援センター	0	0	0	0	1
(2)保育所等訪問支援	0	0	0	0	1
(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1	1	1	1	1
(4)主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1	1	1	1	1
(5)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	0	0	1	1	1

石井町 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
(概要版)

平成 30 年 3 月

発 行：石井町福祉生活課

住 所：〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

T E L：088-674-1116

F A X：088-675-1500

<http://www.town.ishii.lg.jp/>
